

## 特別委員会の活動評価について

## 1 チェックシートによる評価と委員会活動評価総括表の作成

- (1) チェックシートの項目を参考に、これまでの委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。
- (3) 上記の議論と、チェックシートによる評価結果を踏まえて協議を行い、「委員会活動評価総括表」を作成する。

## 2 委員長会議での報告及び確認

令和8年3月23日（月）委員長会議

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、これまでの委員会活動の評価を報告するとともに委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※ 委員長会議前に特別委員会が廃止された場合、「①委員長に対し、出席と報告を求める」又は「②議長から報告していただくよう委員長から依頼する」こととする。

※ 委員長会議開催後に委員会を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

## 3 代表者会議への報告

5月（予定） 代表者会議

議長から、委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

## 4 次期委員会への引継ぎ

5月（予定） 委員長会議

議長から次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

## 特別委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会議会活動計画」に基づき、特別委員会活動について自己評価を行うものです。  
「基本方針」を踏まえて、特別委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員（理事）の皆さんで自己評価（5段階評価）を行ってください。（但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「－」をつけてください。）

### 【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目 （該当なし「－」）</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か（「－」とするか否か）を委員会として決めます。</p>

## 特別委員会活動チェックシート

委員会名(伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会)

## ○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	(年間)活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、(年間)活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める(年間)活動計画を策定します。	(年間)活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 (年間)活動計画の内容は適切なものでしたか。 (年間)活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	委員会の所管事項を調査・検討するにあたり、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として(年間)活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を(年間)活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		

## ○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	—	—

伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会 活動計画（実績）書 （令和6年5月～令和8年3月）

令和8年3月4日現在

1 所管調査事項

伊勢茶の振興に関する条例の策定に向け、調査・検討を行うこと

2 重点調査項目

- (1) 伊勢茶の活用の状況、伊勢茶のブランド化の推進、伊勢茶の振興策、お茶を通じた食育の推進等伊勢茶の消費の拡大に向けた調査を行うこと。
- (2) 他自治体におけるお茶の振興に関する条例、施策等の調査を行うこと。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、伊勢茶の振興に関する条例案（仮称）の検討を行うこと。

3 活動計画表(案)

重点調査項目	令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
上記2のとおり  <調査方法> ・執行部からの聴き取り ・参考人招致 ・法令・条例の調査 ・県内外調査 ・委員間討議 など		委員会設置  委員会 (5/29) 重点調査項目の検討  活動計画の検討	委員会 (6/25) 執行部からの聴き取り 委員間討議	委員会 (7/9) 参考人招致 委員間討議	委員会 (8/22) 参考人招致 執行部からの聴き取り 委員間討議	委員会 (9/20) 法令・条例の調査 委員間討議		委員会 (11/5) 参考人招致 委員間討議			委員会 (2/13) 委員間討議 （調査の振り返り・条例案の方向性）  委員会 (2/26) 委員間討議 （条例案の方向性）	委員会 (3/17) 委員間討議 （条例案の方向性）
							県内調査① 10/28	県外調査 11/13・14	県内調査② 12/16			
	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
	委員会 (4/14) 委員間討議 （条例案の作成に向けた検討）	委員会 (5/12) 委員間討議 （条例素案の検討）	委員会 (6/9) 委員間討議 （条例素案の検討等）  委員会 (6/26) 委員間討議 （条例素案の検討等）	委員会 (7/22) 委員間討議 （条例素案の検討等）	委員会 (8/6) 委員間討議 （条例素案の検討）	委員会 (9/26) 委員間討議 （条例素案の検討）	委員会 (10/24) 委員間討議 （条例素案の検討）	委員会 (11/18) 委員間討議 （条例中間案の検討）		委員会 (1/20) 委員間討議 （パブコメ意見の検討）		(3/4) 提出前に 全員協議会 で説明 委員会 (3/4) 条例案の 取りまとめ ・提出 委員長報告 (条例成立)
											パブリック コメント (11/25～12/26)	

4 県内外調査について

(1) 県内調査

令和6年10月28日（月）（日帰り） 本県の茶に関する研究、農業改良普及事業（農業研究所茶業・花植木研究室茶業研究課）等について調査を行った。

令和6年12月16日（月）（日帰り） 伊勢茶の普及に関する取組（株式会社川原製茶、有限会社中森製茶、度会町議会）等について調査を行った。

(2) 県外調査

令和6年11月13日（水）～14日（木）（1泊2日） 静岡県にてお茶の振興に関する条例、施策（ふじのくに茶の都ミュージアム、掛川市役所、東山茶業組合）等について調査を行った。

伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会 参考人一覧

○ 令和6年7月9日

内容：伊勢茶の消費拡大について

(公財) 四日市市文化まちづくり財団

四日市国際交流センター 所長 西浦 尚夫 氏

○ 令和6年8月22日

内容：県内の飲食店における伊勢茶の普及について

(公財) 三重県生活衛生営業指導センター

専務理事 藤川 和重 氏

内容：伊勢茶 mirume での取組等について

(株) T-BOX 代表取締役 松本 壮真 氏

○ 令和6年11月5日

内容：伊勢茶のプロモーション等について

全国農業協同組合連合会三重県本部

農産部茶販売課長 前田 順士 氏